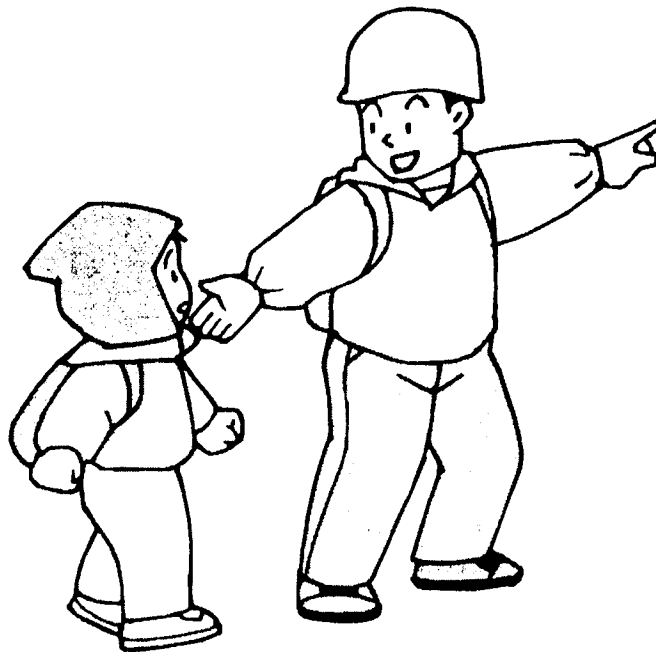


引継用

※役員の方が交替した場合には
次の方へ必ず引き継ぎましょう。

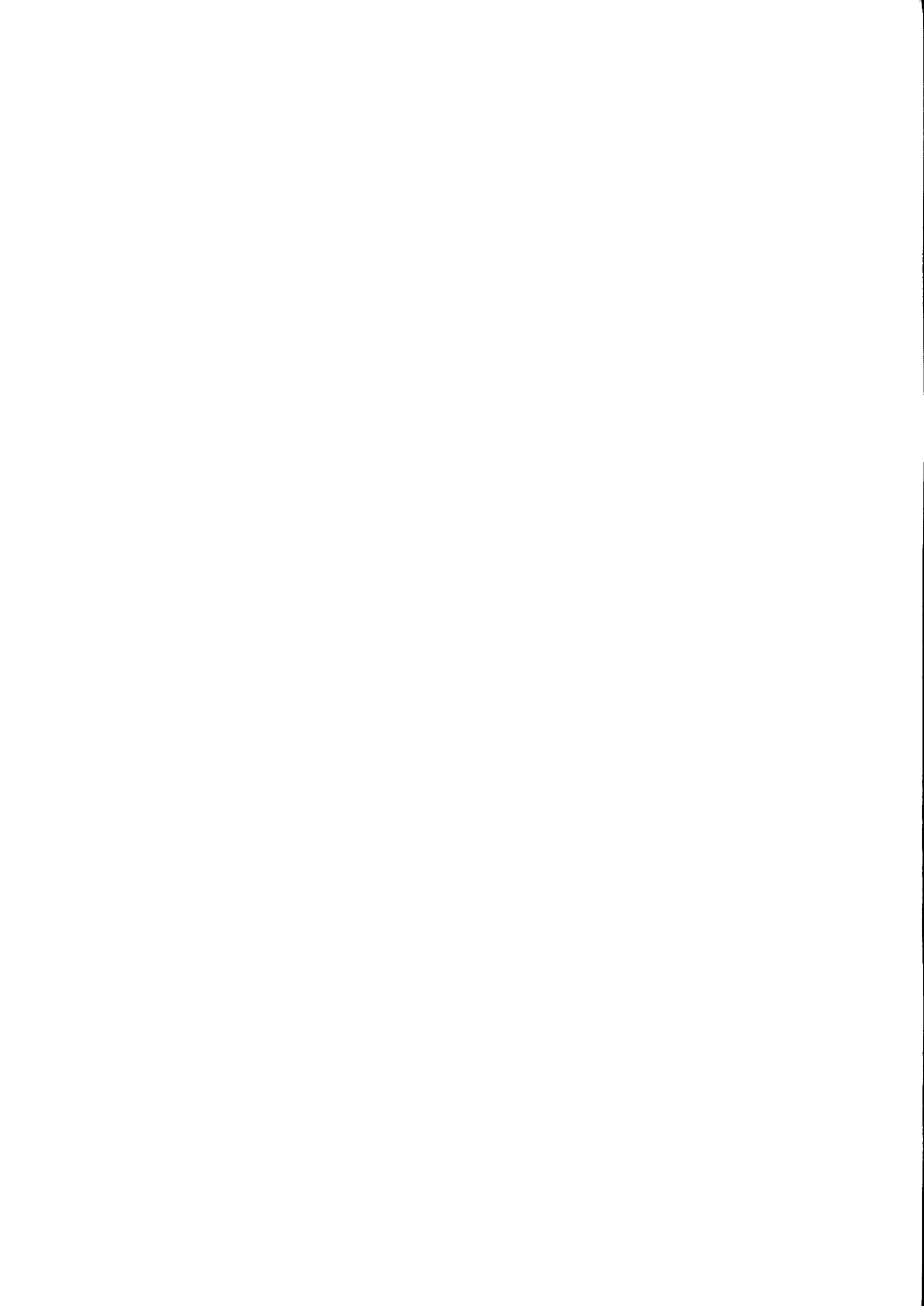
飯田市自主防災組織 避難所運営の手引き

～自分たちのまちは自分たちで守る～



平成15年4月

自主防災会活動については別冊「活動の手引き」を参考にしてください



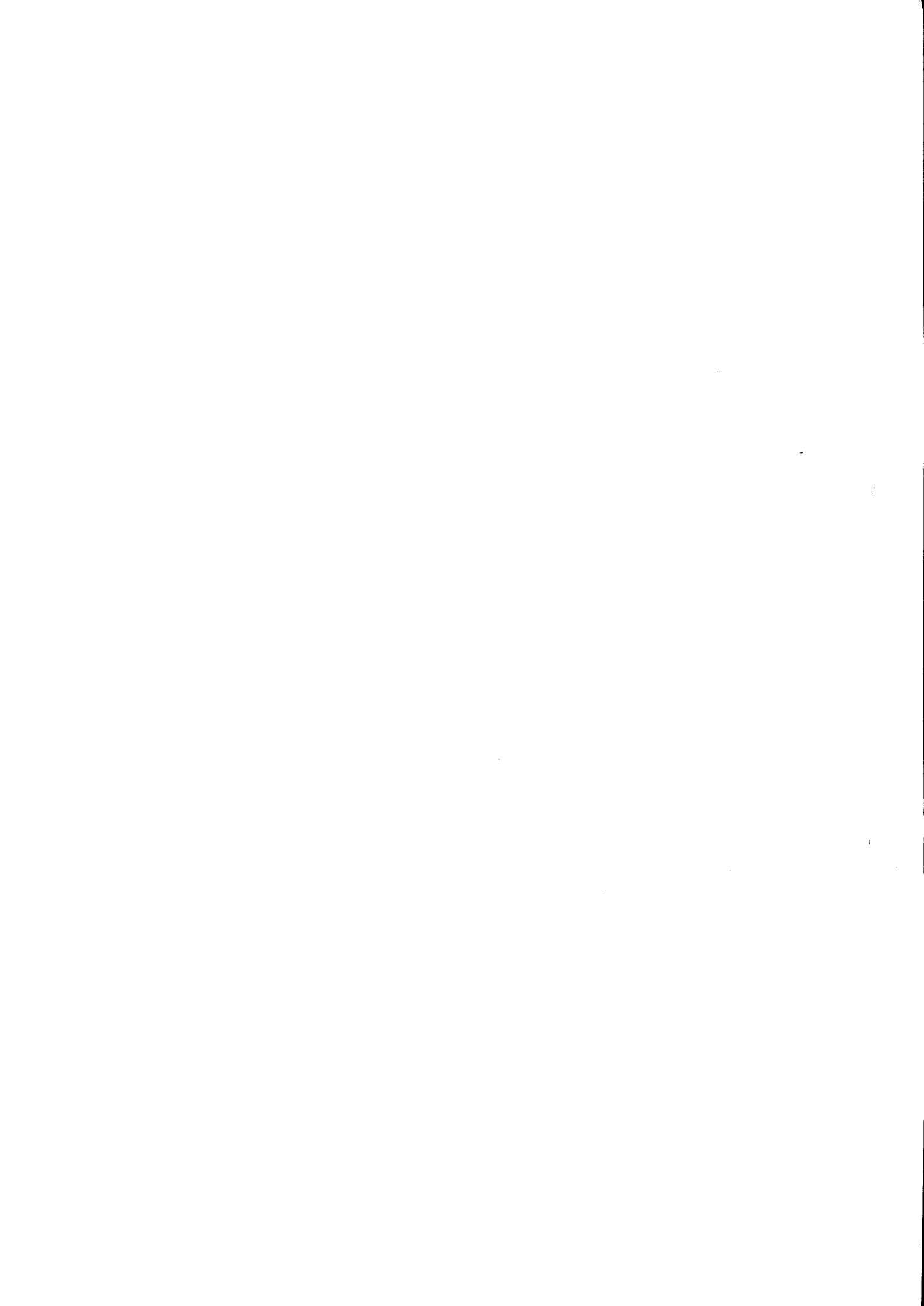
目 次

第1章 避難所の運営について

1. 避難所をめぐる基本的事項	1
(1) 避難所の目的	1
(2) 避難所の機能	2
(3) 対象とする避難者	4
(4) 大規模災害時の避難所の状況想定	6
(5) 関係機関の役割	10
2. 避難所の事前対策	11
(1) 避難所としての施設利用	11
(2) 避難所開設・運営の訓練	14
(3) 避難所の周知	14

第2章 避難所マニュアルの作成

避難所マニュアル作成モデル	15
目次	15
I. 避難所の開設	16
1. 施設の解錠・開門	17
2. 避難所の開設準備	17
3. 避難者の受入れ	22
4. 災害対策本部への報告（第1報）	23
5. 住民への避難所設置の広報	23
II. 避難所運営委員会の役割	24
1. 避難所運営委員会の開催	24
2. 委員会の役割	26
III. 各活動班の役割	28
1. 総務班の仕事	28
2. 被災者管理班の仕事	29
3. 情報広報班の仕事	31
4. 施設管理班の仕事	33
5. 食料・物資班の仕事	35
6. 救護班の仕事	37
7. 衛生班の仕事	39
8. ボランティア班の仕事	43
IV. 居住班	44



第1章 避難所の運営について

大規模災害時においては、行政自身が被災し、市の職員だけで避難所を運営することは困難なことから、自主防災組織等、地域住民自身による自主的な運営が、避難所の円滑な運営のためには必要になります。

そのためには、事前に自主防災組織、住民、行政、施設管理者等が避難所の運営組織を作り、日頃から避難所の開設や運営の訓練を行うことにより、災害に備えておくことが大切です。

1. 避難所をめぐる基本的事項

(1) 避難所の目的

避難所は、市長が開設・管理・運営し、被災者に安全と安心の場を提供することを目的とします。

[応急避難施設]

応急避難施設とは、広域避難所（広域避難地・避難地・避難施設）へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所です。

集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもつ地区の集会施設、公民館などをいいます。

[避難施設]

避難施設とは、応急避難施設で地域内の様子が確認され、避難が必要になった場合に避難する施設です。

※上記いずれの避難施設も東海地震の警戒宣言発令時や地震発生直後は施設内に入ることは危険なため、指示があるまで屋外で様子を見ます。

[避難地]

避難地とは、広域避難地へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所です。

集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもつ地区の集会施設前の広場、近所の公園等をいいます。

[広域避難地]

広域避難地は、大地震時に周辺地区から避難者を收容し、地震後発生する市街地火災から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する学校グラウンド、公園、緑地等をいいます。

また、長期化するような避難生活を送る場合に避難施設とともに避難所となります。

[福祉避難所]

高齢者、障害者等、「避難所」での生活において特別な配慮を必要とする方々を收容し保護するところをいいます。

(2) 避難所の機能

避難所(避難施設・避難地)は、災害の直前、直後において、生命の安全確保と安全な避難場所として、さらにその後は生活する施設として重要な役割を果たします。

避難所で提供する生活支援の主な内容として次のものが挙げられます。

《安全・生活等》

① 安全の確保

地震発生直後の余震や風水害による家屋の倒壊、河川の決壊のおそれがある場合等、災害発生の直前又は直後において、安全な施設に、迅速・確実に避難者を受け入れ、避難者の生命・身体の安全を守る機能であり、第一に優先されるべきものです。

② 水・食料・生活物資の提供

避難者に対し、飲料水や非常食、食材の供給、被服・寝具の提供等を行う機能です。原則として、ライフラインの復旧、流通経路の回復等に伴い必要性が減少します。

③ 生活場所の提供

家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間にわたって、就寝や起居の場を提供する機能です。季節や期間に応じて、暑さ・寒さ対策や炊事、洗濯等のための設備のほか、プライバシーへの配慮等生活環境の改善が必要となります。

《保健、医療、衛生》

④ 健康の確保

避難者の傷病を治療する救護機能と健康相談等の保健医療サービスを提供する機能です。初期の緊急医療、巡回健康相談等が中心ですが、避難の長期化に伴い、心のケア等が重要になります。

⑤ トイレなどの衛生的環境の提供

避難者が生活を送る上で必要となるトイレ、風呂・シャワー、ごみ処理、防疫対策等衛生的な生活環境を維持する機能であり、避難者の生活が続く限り継続して必要となります。

《情報、コミュニティ》

⑥ 情報の提供・交換・収集

避難者に対し、災害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行い、また、避難者の安否や被災状況、要望等に関する情報を収集し、行政等外部へ発信する機能です。時間の経過とともに必要とされる情報の内容は変化することに留意する必要があります。

⑦ コミュニティの維持・形成

避難している近隣の住民同士が、互いに励まし合い、助け合いながら生活することができるよう従前のコミュニティを維持したり、新たに避難者同士のコミュニティを形成する機能であり、避難の長期化とともに重要性が高まります。

- 前記の機能のうち、②水・食料・生活物資の提供、④健康の確保、⑤衛生的環境の提供、⑥情報の提供・交換・収集といった各機能は、避難所に入っている避難者だけでなく、在宅の被災者についても、必要に応じて公平にサービスが受けられるようにすることが必要です。
- 災害発生直後の混乱時においては管理・運営体制が整わず、避難所の機能を完全に発揮することが困難な場合が生じることから、時間の経過に応じて優先されるべき機能について重点化を図ることも重要です。時系列では、初期においては①の安全の確保を第一に、④の緊急医療等による健康の確保、②の水・食料等の確保及び⑥の初動期の情報の提供・交換等が最優先されるべき機能であり、それに続いて他の機能が必要となってきます。その後、ライフラインの復旧や避難者の住居の確保等に伴い、各機能の必要性は減少し、避難所を撤収することになります。
- 避難所が長期にわたり開設されるときに、避難所での各サービスが単に仮住まいの場を提供するという機能ではなく、生活再建・復興への支援として機能するよう留意する必要があります。
- また、大規模災害時の避難所運営において重要なことは、避難者が単にサービスの受け手ではなく、災害弱者を支えながら、避難者同士がお互いに助け合うことによって初めて、避難所の機能を発揮することができることを住民に理解してもらうことです。

(3) 対象とする避難者

① 災害救助法では、下記の者を避難所の対象としています。

ア 災害によって現に被害を受けた者

- ・ 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ・ 現に被害を受けた者（宿泊者、来訪者、通行人等を含む。）

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- ・ 避難勧告の対象となる者
- ・ 避難勧告は発せられていないが、緊急に避難する必要のある者

○大規模災害の発生直後は、上記の要件を満たしているか否かの客観的判断は難しく、厳密に区別することは現実的ではないことから、避難が必要な状況であって受入れを求める者がいれば、対応することを基本とします。

○できるだけ早い時期に避難者名簿等を作成し、被災状況等を確認し、個別に対応していきます。住宅内部の被災、ライフライン停止、精神的ダメージなど、避難者が自宅で生活できない原因がある場合は、市町村災害対策本部等がそれぞれの対策を進めながら環境が整った時点で退出を促す必要があります。

② 避難所を拠点として実施される市の救援対策の対象には、避難所に入れない人々や、自宅の被害はまぬがれたもののライフラインの停止等により生活できない人々（在宅被災者）、余震・二次災害のおそれや情報不足により不安を覚える住民等を含みます。

○食料の提供等の救援対策を実施するに当たっては、避難所内外にかかわらず、必要とする被災者に同様に対応します。

○「避難所にいなければ損をする」状況とならないよう、自宅にいても必要な支援が受けられる体制を整え、それを住民に周知する必要があります。

- ③ 被災地外（市域又は県外の域）に避難している被災者に対しても、市は県及び受け入れ先自治体と連携して情報提供等必要な支援を行います。

○被災地外に避難している被災者に対しては、市災害対策本部のほか、地域の避難所等を窓口として、連絡先を届け出ることができるようにします。

- ④ 帰宅が困難になった者がターミナル駅等に滞留した場合は、市町村においてもこれを緊急避難的に保護します。

○昼間等に突発的に大規模災害が発生した場合、商業地域や観光・行楽地等では、通勤・通学者や観光・買い物客等が、交通機関の不通により、帰宅が困難となることが予想されます。

○原則として、これら帰宅困難者への対応は、通勤・通学・来訪等の目的地である事業者等が責任を持って行うべきであり、市町村は事業所等にその周知を徹底し、事前対策の実施を促さなければなりません。

○しかし、それでもなお、ターミナル駅等においては多数の帰宅困難者が滞留するおそれがあるため、そのような地区は、事業所等と連携して、避難所又は一次的な滞留（休息）場所を付近に確保し、情報及び飲料水等を提供する必要があります。

(4) 大規模災害時の避難所の状況想定

(「避難所管理・運営の指針」(兵庫県避難所管理・運営等調査委員会)より引用)

災害時の避難所の状況は、時間経過に伴って大きく変化します。したがって、そのことを踏まえて時系列に沿った対応方針を検討する必要があります。ここでは、大規模震災時の避難所の状況を阪神・淡路大震災時の実態を踏まえて想定するとともに、災害発生の時間帯・季節や、災害の種別による留意点を挙げてあります。

① 時系列(大規模地震発生時を基本として)

時 期	避 難 所 の 状 況 想 定
災害発生直後 (～3日程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者が避難所に殺到し、精神的にも不安定な状況。 ・ 市は、指定避難所以外への避難状況も含め、避難所全体の把握が困難な段階。 ・ 避難所によっては、市派遣職員や施設管理者が到着する以前に、避難者が鍵を壊して施設内に入ることも予想される。 ・ 翌日以降も余震による二次災害のおそれ、大規模火災、危険物漏洩等により避難者が移動・拡大し、混乱することも考えられる。 ・ 初動期、市災害対策本部から食料・物資を十分にまた安定的に供給することは困難な状況が予想される。その場合、全避難者に等しく提供することが困難となり、トラブルも発生しやすい。 ・ 各種の情報が不足し、被災者の不安が拡大しやすい。 ・ 傷病者、高齢者の方々といった災害時に手助けが必要な要援護者については、状況把握が困難である。 ・ 市及び避難所に安否確認の問い合わせが集中する。
3日～1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料等は概ね供給されるようになるが避難者数が流動的な段階。 ・ 3日目頃からは、避難者が落ち着きを見せ始める一方で、健康状態や衛生環境の悪化が予想される。 ・ ライフラインの回復が遅れる場合、食料や生活用水の確保、入浴の機会といったニーズが、避難者のみならず、地域の在宅被災者も含めて、より拡大することが予想される。 ・ ボランティアや物資等については、避難所間で格差が生じる場合がある。

時 期	避 難 所 の 状 況 想 定
1 週間 ～ 2 週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地外からの支援活動が本格化し、マンパワーを要する対策が期待できる段階である。 ・ 避難者の退出が増え、被災者だけでは自治運営組織を維持することが困難となる。 ・ 臨時指定施設、民間施設等の避難所については、避難所の統廃合を始めることになる。 ・ 避難生活の長期化に伴い、衛生環境が悪化してくる。 ・ 避難者の通勤通学等が再開され、避難所は生活の場としての性格が強まってくることが予想される。 ・ 学校避難所では、教職員が本来業務へシフトする段階となる。 ・ 避難所の中にいる人と外にいる人との公平性、応援・支援への依存の問題が生じはじめる。
2 週間 ～ 3 ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の状況は概ね落ち着いた状態となる。 ・ ライフラインの復旧に伴い、避難所に残るのは住まいを失って行き場のない被災者に絞られてくる。 ・ 避難者の減少に伴い、避難所の統廃合が一層進み、避難者の不安が強まる段階である。 ・ 補修や応急仮設住宅の供与等による住まいの確保が最重要課題となる。 ・ 避難生活が長期化することに伴い、高齢者等の身体機能の低下や心の問題が懸念されるため、保健・医療サービスの一層の充実が求められる。 ・ 避難者の減少とともにボランティアも減少し、運営体制の維持が難しくなる。 ・ 季節の変化に伴い、それまでとは異なった対策（※）が求められる。 ・ 仮設住宅の提供や相談により、避難所の解消に向けて自治体が本格的に動かなければならない段階。

《(※) 季節を考慮した対策》

- 冷暖房設備の配備
避難所内の空気調整に配慮した対応ができるよう空調設備や冷暖房機器の配備を検討します。
- 生鮮食料品等の備蓄に向けた設備の配備
夏期高温期の食品衛生を確保するため、冷蔵機器等の配備を検討します。
- 簡易入浴施設の検討
避難者の衛生・健康保持をするため、簡易入浴施設を検討します。

② 発生時間帯・季節が異なる地震災害における留意事項

災害発生のタイミングによって、以下のような事象・課題等が考えられるため、これらに留意する必要があります。

条 件	留 意 事 項
日中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校では、教職員等は児童生徒の安全確保・安否確認に追われる。避難者が使用できる避難スペースも不足する。 ・ 家族が離散した状態で、安否や避難先の確認に支障が生じる。(電話需要が増大する。) ・ 観光地等では、帰宅困難者の滞留が発生する。 ・ 大規模火災が多発し、使用できない避難所が増えたり、他地域に避難するために地域コミュニティが分散する。 ・ 市庁舎から遠い避難所へは、派遣職員がなかなか到達できない。(交通渋滞等) ・ 住宅地等では、男手が不足するほか、災害弱者となる高齢者や子供が多い。 ・ 事業所・商店・交通機関等において、大規模な事故・火災等が多発し、混乱・パニックが生じるおそれがある。 ・ 居場所が特定できないため、救出救助、行方不明者の搜索、安否・身元の確認などに時間を要する。
夕方・夜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電・暗闇の中で避難、対策を開始しなければならないため、実施に困難が伴い、被害が拡大しやすい。 ・ 火気の使用率が高く、火災が多発しやすい。 ・ 避難途中や避難所内の事故も多発しやすい。 ・ その他、深夜までの発災では、日中と同様に、家族離散、事故等に伴う混乱が生じやすい。 ・ 勤務時間外に発生した場合は、市町村派遣職員や施設管理者が避難所に到着するのに時間を要する。
冬季	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寒さとの戦いとなり、被災者が健康を害しやすい。 ・ 火気の使用率が高く、火災が多発しやすい。強風時には大規模な延焼となりやすい。
夏季	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑さとの戦いとなり、避難所内の衛生対策、保健対策が早期に必要となる。(食品、飲料水、生ゴミ、入浴、洗濯等) ・ 家庭や商店内の在庫食材や、救援食料が傷みやすく、食料の確保が困難となる。 ・ 雨が降りやすい時期では、屋外の利用(テント、グラウンド利用等)が困難になる。 ・ 降雨による二次災害の危険性が大きくなる。

③ 他の災害の場合における留意事項

地震以外の災害においては、以下の点に留意する必要があります。風水害・雪害の場合は、災害の発生が概ね事前に予測できるため、避難誘導、勧告等の対策を万全に行う必要があります。

災害の種類	留意事項
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広範囲にわたって浸水被害等が発生し、地域全体の避難所が使用できなくなるおそれがある。 ・ 浸水等により、避難所及び周辺の衛生状態が著しく悪化するおそれがある。 ・ 土石竹木、大量のゴミ等が堆積する。 ・ 浸水等により、地階や低層階に保管されている備蓄物資等が使用できなくなるおそれがある。
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山間部等において、避難所が孤立するおそれがある。
危険物事故等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広範囲に避難勧告・指示が発令され、多数の避難者が他地域への避難を余儀なくされるおそれがある。

(5) 関係機関の役割

① 国

地方公共団体等が処理する事務又は業務の実施推進とその総合調整及び経費の負担とその適正化を図ります。

② 県

被災者支援対策を実施する市町村を、総合的・広域的観点から支援します。

③ 市町村

避難所を開設・管理し、避難者を支援するほか、避難所を拠点とする被災者支援対策を行います。

④ 避難所の施設管理者

避難所の施設管理者は、施設が被害を受けた場合の早期復旧と、市が行う避難所設置・管理、避難者が自主的に行う避難所運営への協力を行います。

⑤ 避難者

避難所の自主運営組織を立ち上げ、自主的な避難所の運営を行います。

⑥ 避難所運営委員会

市派遣職員、施設管理者、自主防災組織及び避難者等の代表により構成し、避難所運営に関する様々な調整を行います。

⑦ 自主防災組織等地域住民

避難所の運営を支援するとともに、避難所を拠点とする支援対策に主体的に参画します。

⑧ ボランティア

避難所の運営を支援します。

2. 避難所の事前対策

(1) 避難所としての施設利用

- ① 避難所として利用する施設においては、まとまった規模のスペースを持つ体育館、集会室等を一般の避難所用に開放するほか、災害弱者に対応するため小部屋や仕切られた小規模スペースの確保に努めます。

個別避難所マニュアルにおける施設利用計画の策定
 ・個別避難所ごとに、施設利用計画をマニュアルに明示します。

- 体育館等の大空間においても、長期化が見込まれる災害時は、早急に仮設間仕切りの導入等によりプライバシーの確保を検討します。
- 避難所としての開放範囲（避難スペース及びその他の必要スペース）については、あらかじめ施設管理者と協議し、定めておきます。
- 小中学校の教室等を、避難所に充てることは好ましいことではありませんが、大規模災害時には利用せざる得ないことも考えられるため、その場合に秩序を持って避難誘導・活用ができるよう、第二次、第三次の開放範囲・用途をあらかじめ定めておきます。
- 既に冷暖房設備が整った部屋があれば、災害弱者の避難場所に充てることは望ましいと考えられます。

- ② 避難所には、就寝場所のほか、管理運営、救援活動等の避難生活を送る上で必要なスペースを屋内外で順次確保します。

- 避難所として次表のようなスペースを確保する必要がありますが、小規模施設にあっては、必ずしもこれらすべてのスペースを確保する必要はなく、最寄りの避難所との間で補完することも考えられます。

《避難所に設けるべきスペース》

①管理運営用	◎避難者の受付所 ◎事務室（個人情報資料等の重要物保管場所） ◎広報場所（掲示板、伝言板等） ・会議場所、仮眠所（スタッフ用）
②救援活動用	◎救護室 ・物資等の保管室（夜間管理等） ・物資等の配分場所 ・特設公衆電話 ・相談所
③避難生活用	◎更衣室（兼授乳場所） ・休憩所 ・調理場（電気調理器具用） ・遊技場、勉強場所
④屋 外	・仮設トイレ ・ゴミ集積場（分別収集） ・喫煙場所（原則は屋外） ・物資等の荷下ろし場・配分場所 ・炊事、炊出し場 ・仮設入浴、洗濯、物干場 ・駐輪場 ・駐車場（原則として自動車の乗り入れは認めない）

（各項内は概ねの優先順位に従って記載しています。上記「◎」は当初から設けること、「室」は独立させることが望ましいものです。）

《避難所に設けるべきスペースの場所に関する考え方》

区 分		説 明
① 管 理 運 営 用	避難者の受付所	・避難スペースの玄関近くに設けます。
	事務室	・避難スペースの玄関近くに、受付とともに設けます。 ・部屋が確保できない場合は、長机等で囲って事務スペースを設け、重要物等は別室（施設管理者の部屋、職員室等）で保管してもらいます。
	広報場所	・避難スペースの玄関近くに、受付とともに設けます。 ・市災害対策本部等から避難者・在宅被災者に情報を伝えるための「広報掲示板」と避難所運営・個人伝達用の「伝言板」を区別します。
	会議場所	・事務室や休憩室等において、避難所自治運営組織等のミーティングが行える場所を確保します。 (専用スペースとする必要はありません。)
	仮眠所(スタッフ用)	・事務室や仮設テント等において、スタッフ用の仮眠所を確保します。
② 救 援 活 動 用	救護室	・すべての避難所に行政の救護所が設置されるとは限りませんが、施設の保健室を利用するなどして、応急の医療活動ができる空間を作ります。
	物資等の保管室 (夜間管理等)	・救援物資などを収納・管理する場所です。 ・食料は、常温で保存できるものを除き、冷蔵庫が整備されるまで保存はしないようにしましょう。
	物資等の配分場所	・物資や食料を配布する場所を設けます。 ・天候に左右されないよう、屋根のある広い場所を確保するか、又は屋外にテントを張ることが考えられます。
	特設公衆電話	・当初は、屋根のある屋外など、在宅被災者も利用できる場所に設置します。 ・日が経過するにつれ、避難所内の寝る場所に声が聞こえないところに設けます。
	相談所	・できるだけ早く、個人のプライバシーが守られて相談できる場所を確保します。
③ 避 難 生 活 用	更衣室 (兼授乳場所)	・少なくとも女子更衣室は、授乳場所も兼ねますので、速やかに個室を確保します。(又は仕切りを設けます。)
	休憩所	・共用の多目的スペースとして設けます。 ・当初は部屋でなくても、イスなどを置いたコーナーを作ることでもよいでしょう。 ・会議場所、娯楽場所などとしても活用します。
	調理場 (電気調理器具用)	・電力が復旧してから、電気湯沸しポット、オーブントースター等を設置するコーナーを設けます。 (電気容量に注意が必要です。)
	遊戯場、勉強場所	・昼間は子供たちの遊び場として、夜間は中高生の勉強の場として使用します。 ・寝る場所からは少し離れた場所にします。

区 分		説 明
④ 屋外	仮設トイレ	・原則として、屋外で、寝る場所に臭いが届かない所、し尿収集車の進入しやすい所、寝る場所から壁伝いで行ける（高齢者や障害者が行きやすい）場所にします。
	ゴミ集積場	・原則として、屋外で、寝る場所に臭いが届かない所、ゴミ収集車が進入しやすい所に、分別収集に対応できるスペースを確保します。
	喫煙場所	・原則として、屋外に設けます。
	物資等の荷下ろし場 配分場所	・トラックが進入しやすい所に場所を確保します。 ・屋内に、広い物資等の保管・配分場所が確保できないときは、屋外に仮設テント等を設けます。
	炊事・炊出し場	・衛生状態が安定してから、避難者が自ら炊事、炊出しができる仮設設備等を屋外に設置します。
	仮設入浴・洗濯 物干場	・原則として、屋外で、トラックが進入しやすく、ボイラー等の使用や排水の確保ができる場所にします。
	駐輪・駐車場	・原則として、自動車・自転車の乗り入れは認めませんが、住まいを失い、置き場を失った場合は、他の用途に支障がない場合に限定して一時的に許可します。

(2) 避難所開設・運営の訓練

- ① 日頃から市職員や施設管理者と避難所開設時の対応方法について協議し、開設訓練を行います。

- 各施設の実情を考慮しつつ災害時に対応する必要があるため、門や体育館等、避難施設の解錠の方法、避難者の誘導範囲、受付等事務スペースや仮設トイレ等の設置場所等を確認し、具体的にその手順を訓練することが必要です。(学校の場合は授業中、登下校中夜間等、それ以外の施設は、施設利用時間内外等それぞれの状況に応じて訓練しておく必要があります。)
- 事前に施設側と協議を行うことは、担当者同士が顔や名前を覚え、災害時に協力して対策に当たる上で、基本的な信頼関係を築く基礎となる点でも重要です。
- 協議や訓練により確認した内容は、避難所ごとのマニュアルに記載し、市職員、施設管理者とも確認しておく必要があります。

- ② 地域の関係団体、避難所となる施設と連携して、地域ぐるみで避難所の開設・運営に係る訓練を積んでおくことが大切です。

- まず、各避難所ごとに、市町村、学校等の施設管理者、地域の自主防災組織等で協議する機会を持ち、相互の役割の認識を高めることが必要です。
- 学校等と地域が連携した訓練を実施することで、幅広い住民層が参加することが期待されます。
- 訓練は必ずしもスムーズに行わなければならないものではなく、むしろ訓練で直面した課題の解決に向けて、引き続き協議・訓練を重ねていくことを重視すべきものと考えます。

(3) 避難所の周知

- ① 地図、パンフレット、看板、訓練等を通じて、避難方法、避難経路、指定避難所の所在等を地域住民に周知します。

- 避難方法、避難所の所在、避難所の役割やルールといった避難所に係る内容は、住民に配布したり、公共施設等の目に付きやすい所にそういった内容を掲示することにより、広く周知を図ります。
- 指定避難所の場所を周知するため、避難誘導看板や避難所看板を設置したり、広報掲示板等に最寄りの避難所名を明記するなど、可能な限り避難所の表示を地域に多く設けることが有効です。

- ② 避難所の運営ルールやマニュアル作成等に際して、幅広く意見を募って反映させ、その内容を周知徹底します。

- 避難所運営マニュアルの策定過程に住民が関わることは、住民自らが避難所運営について考える機会を持ち、関心を高めることとなり、地域住民の様々な能力を活用することで、より内容のあるマニュアル作成ができるなど効果が期待できます。
- また、マニュアルの策定後も、訓練等を通じて定期的に検証し、必要に応じて随時見直していく必要があります。

第2章 避難所マニュアルの作成

避難所の運営には平常時にマニュアルを作成し、避難所運営委員会で避難所のシュミレーションを行うことが、災害時の円滑な運営に繋がります。

この章では応急対策及び運営についての説明を、広域避難地を想定した避難所マニュアルにまとめて説明しています。

このモデルを参考に、それぞれの避難所に合ったマニュアルを作成してください。

避難所マニュアル（モデル）

〇〇地域避難所運営委員会

目 次

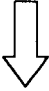
(ページ省略)

I. 避難所の開設	
1. 施設の解錠・開門	
2. 避難所の開設準備	
3. 避難者の受入れ	
4. 災害対策本部へ報告（第1報）	
5. 住民への避難所設置の広報	
II. 避難所運営委員会の役割	
1. 避難所運営会議の開催	
2. 委員会の役割	
III. 各活動班の仕事	
1. 総務班の仕事	
2. 被災者管理班の仕事	
3. 情報広報班の仕事	
4. 施設管理班の仕事	
5. 食料・物資班の仕事	
6. 救護班の仕事	
7. 衛生班の仕事	
8. ボランティア班の仕事	
IV. 居住班	

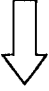
1. 避難所の開設

勤務時間外の大規模災害発生時等、市職員や施設管理者がすぐに避難所に到着できない場合で、直ちに避難所を開設する必要があるときは、事前の協議内容に従って、〇〇避難所運営委員会が避難所を開設します。

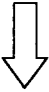
1. 施設の解錠・開門



2. 避難所の開設準備

- (1) 開設方針の確認
 - (2) 開設準備への協力要請
 - (3) 施設の安全確認
 - (4) 避難者の安全確保
 - (5) 機材・物資の確認
 - (6) 避難所利用範囲等の確認
 - (7) 避難所運営用設備等の確認
 - (8) 利用室内の整理・清掃
 - (9) 受付設置
 - (10) 避難所看板設置
- 

3. 避難者の受入れ

- (1) 受付
 - (2) 避難所内の割当て・誘導
 - (3) ルール等の周知
- 

4. 市災害対策本部へ報告（第1報）



5. 住民への避難所設置の広報

1. 施設の解錠・開門

直ちに避難所を開設する必要がある場合は、次の方が鍵を持っています。

門を大きく開き、秩序ある避難誘導を行います。

《鍵の所有者リスト》

氏 名	連 絡 先
〇〇 〇〇 (最寄りの施設職員)	
〇〇 〇〇 (最寄りの避難所担当職員)	
〇〇 〇〇 (地域住民代表者1)	
〇〇 〇〇 (地域住民代表者2)	

2. 避難所の開設準備

協力者を募り、《開設準備チェックリスト(18～19頁)》を参考に、実施項目にもれがないか確認をしながら、手分けして開設準備を行います。

- 開設方針の確認
災害対策本部から開設指示が出ているかといった開設方針の確認をします。
- 開設準備への協力要請
避難者に対して、当面の運営協力を呼びかけます。
- 施設の点検
施設の被害状況を確認します。危険度判定は専門の資格保持者（応急危険度判定士及び建築士）を伴って行うことが望まれますが、どうしても資格保持者が手配できない場合は、目視による点検を行い、状況が落ち着いたらすみやかに専門家による危険度判定を受けます。
- 避難者の安全確保
施設の安全が確認されるまで、グラウンド等での待機を呼びかけます。
- 居住班の編成
原則として世帯を一つの単位とし、避難所内の部屋単位などで居住班を編成します。居住班の編成には、血縁関係や居住地域を考慮し、観光客など、もともと地域内に居住していない避難者はまとめて居住班を編成します。
- 避難所利用範囲等の確認
避難所として利用できる範囲を確認します。
- 部屋割り
施設内のどの部分を避難所として利用するかについて、施設管理者と協議し、避難者全員分の居住空間を確保します。
- 利用室内の整理整頓
破損物等の方付けを行います。
- 受付設置
- 避難所看板設置

《開設準備チェックリスト》

チェック項目	チェック内容
□1. 開設方針の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・本部から開設指示が出たか。 ・避難勧告が出ているか。 ・被災者が開設を求めているか。
□2. 開設準備への協力要請	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者に対して当面の運営協力を呼びかける。 《呼びかけ文例(21頁)》
□3. 施設の安全確認	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が危険でないか点検する。 【様式1：建物被災状況チェックシート(45～50頁)】 ・火災等の二次災害の防止措置を実施する。 土砂災害の危険がないか確認する 落下、転倒しそうなものがあれば撤去する ガス漏れがないか確認する 等 ・ライフラインの使用可否を点検する。 ・危険箇所には、ロープ・張り紙等を張る。 周囲の状況（火災や土砂災害等のおそれはないか）を確認する。 ・安全性に不安があるときは、地区対策本部を通じて市災害対策本部に連絡する。
□4. 避難所運営用設備等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・設備（電話、パソコン、放送設備、掲示板等）等の使用可否を確認する。
□5. 避難者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・開設準備中または東海地震警戒宣言発令時は、<u>グラウンド等での待機</u>を呼びかける。 ・東海地震警戒宣言発令時以外の雨天時・厳寒期は、改めて場所割りすることを前提に施設内へ誘導する。（ただし、安全確認後） ・自家用車は、原則、乗り入れを禁止とする。

チェック項目	チェック内容
□6. 機材・物資の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・防災資機材 [場所：] ・運営用備品 [場所：]
□7. 居住班の編成	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として世帯を一つの単位とする。 ・避難所内の部屋単位などで編成する。 ・観光客などともともと地域内に居住していない避難者はまとめて編成します。
□8. 避難所利用範囲等の確認 ※関係者が協力して、利用の可否を確認し、避難所として利用したい場合は、直ちに地区災害対策本部を通じて市災害策本部に連絡します。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所利用範囲を確認し、室名・注意事項等を張り紙する。 ・管理運営、救援活動、避難生活を送る上で必要なスペースを屋内外で順次確保する。 ・使用禁止範囲には「使用禁止」の張り紙をする。 《避難所の開放スペース等(20頁)》
□9. 利用室内の整理・清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・破損物等の片付け ・机・いす等の片付け ・清掃
□10. 受付設置	<ul style="list-style-type: none"> ・受付設置場所 [場所：] 長机、いす、筆記用具等の準備 ・避難者名簿等の準備 ・受付付近に避難所利用範囲、施設利用ルール等を明示する。
□11. 避難所看板設置	<ul style="list-style-type: none"> ・門、施設扉付近に避難所表示看板を設置する。

《避難所の開放スペース等（学校の例）》

分 類	部 屋 名
◎第一次避難スペース ・福祉避難所	・体育館 ・多目的室
・第二次避難スペース	・校舎普通教室
《管理運営用》 ◎避難所の受付場所 ◎事務室 ・運営本部室 ◎広報場所	・体育館入り口付近 ・受付近く（重要物等は校長室で保管） ・受付付近
《救援活動用》 ◎救護室 ・物資等の保管室（夜間管理等） ・物資等の提供場所 ・特設公衆電話 ・相談所	・保健室
《避難生活用》 ◎更衣室（兼授乳場所） ・休憩所 ・調理場（電気調理器具用） ・遊技場・勉強場所	
《屋外》 ・仮設トイレ ・ゴミ集積場 ・喫煙場所 ・物資等の荷下ろし場・提供場所 ・炊事・炊き出し場 ・仮設入浴 ・洗濯・物干し場 ・駐輪・駐車場（原則として自動車の乗り入れは認めない。）	
《利用しない部屋》 校長室、職員室、事務室、理科実験室、家庭科室など危険物のある特別教室	
《予備スペース》 応急遺体安置場所（原則として避難所には遺体を安置しないが、災害の状況によりやむを得ない場合は、避難スペースと隔離した位置に確保する。）	

※◎印の付いたスペースは、避難所開設当初から設けるようにする。

（施設配置図等に、上記の内容を図示する。）

《呼びかけ文例》

○開設準備中：グラウンド等での待機要請

こちらは〇〇地域避難所運営委員会です。
ただいま、避難所の開設準備を進めており、施設の安全性が確認され次第、皆さんを施設内に案内しますので、しばらく安全なグラウンドで待機願います。
現在分かっている災害情報は、[地震情報等]ということです。
この地区や市の被害状況は現在確認中で、はっきりしたことは分かっていません。
飯田市災害対策本部が設置され、関係機関とともに対策が進められていますので、落ち着いて行動してください。
なお、皆さんの中で開設準備にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、私のところまでお越しください。
また、負傷された方、体調が悪い方がいらっしゃいましたら、私のところまでお越しください。先に手当します。
以上、〇〇地域避難所運営委員会です。

※繰り返します。

○受付時：避難所の誘導・案内

こちらは、〇〇地域避難所運営委員会です。
ただいま、施設の安全が確認され、避難所の開設準備が整いましたので、皆さんを施設内に案内します。
受付で、氏名・住所などを記入していただき、ルールを確認していただきから入室していただきます。早い者勝ちではありませんので、私の申し上げる順に、世帯ごとに受付に来てください。
障害者やお年寄り、乳幼児等を優先しますが、必ず皆さんに、安全に避難していただきます。
まず、身体に障害があったり介護が必要な方の世帯、負傷したり悪化した人がいる世帯から受付に来てください。
次に、お年寄りのいる世帯、小学校に行っていない小さなお子さんがいる世帯（以下、地区別に案内します。）

3. 避難者の受入れ

施設の安全が確認され、避難所の開設準備が整ったときは【受付時チェックシート】により、災害弱者を優先して避難所への誘導を行います。

《受付時チェックシート》

チェック項目	チェック内容
<input type="checkbox"/> 1. 受付・ ※多人数が集中した場合は、名簿への記入は事後となることもやむを得ないが、できるだけ早い段階で氏名・住所等の基礎的な内容だけでも記入してもらう。	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯単位で記入してもらう。(高齢者の場合、必要に応じて記入を手伝う。) 【様式2：避難者名簿(51頁)】
<input type="checkbox"/> 2. 避難所内の割当て・誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・早い者勝ちではないことを周知する。 ・できるだけ地域ごとにまとまるように誘導する。
<input type="checkbox"/> 3. ルール等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・当初は最低限の施設利用上のルールを定めておき、以降、順次見直す。 《資料1：施設利用ルール例(59頁)》

4. 災害対策本部への報告（第1報）

避難所を開設したら、速やかに地区災害対策本部に開設報告をします。
地区災害対策本部から市災害対策本部へ開設報告がされます。

【様式3：避難所開設報告（第1報）（52頁）】

5. 住民への避難所設置の広報

避難所が設置されたことを地域の住民に周知、広報します。

- ・災害発生前後に避難所を開設するときは、広報車や自主防災組織等と連携して迅速確実に必要な情報を住民に伝達します。
- ・避難所開設時に広報するの内容は概ね次のとおりです。
 - ①避難勧告・指示の内容
 - ②開設した避難所名・所在、避難経路
 - ③避難時の注意
 - ④（被災状況を把握するため）在宅被災者に対し、避難所へ申し出る旨の呼びかけ

II. 避難所運営委員会の役割

1. 避難所運営会議の開催

(1) 開催頻度

- ・発災直後の会議の頻度は、1日2回、朝食前及び夕食後。
- ・朝の会議は前夜以降に必要となった伝達事項を主にし、問題点についての話し合いは、夕食後の会議で行います。
- ・発災から時間が経って伝達に必要な事項が減少すれば、朝の会議は省略します。
- ・特に連絡事項がない場合でも、最低限1日1回は会議を開催し、問題点の有無などを確認します。

(2) 参加者

- ・自主防災組織等（以下「自主防災会」という。）及び避難者の代表者
- ・市職員
- ・施設管理者
- ・その他（ボランティア、地元企業等）

《平常時の活動》

- 災害時に適切な避難所運営を行うことができるように、活動班長までを想定した運営組織を編成しておきます。

